



あなたの出した産廃

大丈夫?

危険

今一度、確認を!

提供: 公益社団法人 日本容器包装リサイクル協会

廃棄物を排出されるお客様へ

あなたの出した産廃が火災の原因に？



● 廃棄物の中に危険物・有害物が混入していたことにより、廃棄物の処理施設や収集運搬の途中で火災が発生しています。

以下のものが混入すると大変危険です！！！

| | |
|---------|---------------------|
| 電池類 | 乾電池／ボタン電池／リチウムイオン電池 |
| 電池入りの製品 | スマホ／ハンディファン／電子タバコ |
| 発火物 | ライター／マッチ／花火／発煙筒 |
| スプレー類 | スプレー缶／カセットコンロ用ガス |
| 消火器 | 消火器／ガスボンベ |
| 液体 | シンナー／塗料／アルコール |
| 水銀 | 水銀灯／蛍光灯／体温計 |
| その他 | PCB／アスベスト／注射器 |



提供：公益社団法人 日本容器包装リサイクル協会

責任が
あります！
産業廃棄物を処理する責任は
排出事業者にあります。

責任とは？
排出した産業廃棄物を適正に処理するために、
廃棄物を取り扱う際の注意事項等必要な情報を
処理業者に提供しなければなりません。

社会的な制裁を受けるかも？

新たな費用負担が発生したり、マスコミ報道等により社会的な制裁を受ける可能性もあります。

ペナルティが
あります！
危険なもの、有害なものを黙って処理業者に
引き渡すと委託基準違反に問われます。

罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはその併科

次の①～③のうち、一つでも該当すれば「委託基準違反」となり、罰則が科せられます。

- ①処理業者が許可を持っていない種類の廃棄物を引き渡した
- ②処理業者が許可を持っていたとしても契約書に書いていなかった
- ③特別管理産業廃棄物を委託する際に事前通知をしていなかった

※事前通知が必要なもの

特別管理産業廃棄物の「種類」「数量」「性状」「荷姿」

特別管理産業廃棄物を「取り扱う際に注意すべき事項」